

平成26年川俣町議会第7回定例会会議録

平成26年川俣町議会第7回定例会は、9月22日川俣町役場議場に招集された。

1. 出席議員は、次のとおりである。

1 番 村上源吉君	2 番 高橋道弘君	3 番 高橋真一郎君
4 番 嶋原利光君	5 番 高橋道也君	6 番 菅野清一君
7 番 斎藤博美君	8 番 菅野意美子君	9 番 新関善三君
10 番 菅野正彦君	11 番 佐藤喜三郎君	13 番 高野善兵衛君
14 番 石河清君	15 番 遠藤宗弘君	16 番 黒沢敏雄君

2. 欠席議員は、次のとおりである。

12 番 五十嵐謙吉君

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古川道郎君	副 町 長	伊藤智樹君
総務課長	佐藤光正君	企画財政課長	佐藤真寿夫君
町民税務課長	寺島喜美夫君	会計管理者	羽賀洋一君
保健福祉課長	丹野雅直君	建設水道課長	斎藤和弘君
原子力災害対策課長	佐藤広一君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教 育 長	神田紀君
教育次長	佐藤修一君	生涯学習課長	増賀喜芳君
総務課長補佐	大内彰君	監 査 委 員	斎藤庸夫君

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高橋清美 書 記 長 岡健一

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

請願・陳情の審査結果報告

付託議案等の審査結果報告

議案第 79号 平成25年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）

議案第 80号 平成25年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）

議案第 81号 平成25年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）

議案第 82号 平成25年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ

- いて（討論・採決）
- 議案第 83号 平成25年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 議案第 84号 平成25年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 議案第 85号 平成25年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 議案第 86号 平成25年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 議案第 87号 平成25年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 議案第 88号 平成25年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 議案第 89号 平成25年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 議案第 90号 平成25年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 議案第 91号 平成25年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について（討論・採決）
- 議案第 92号 平成26年度川俣町一般会計補正予算（第4号）（質疑・討論・採決）
- 議案第 93号 平成26年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（質疑・討論・採決）
- 議案第 94号 平成26年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第2号）（質疑・討論・採決）
- 議案第 95号 平成26年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（質疑・討論・採決）
- 議案第 96号 平成26年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（質疑・討論・採決）
- 議案第 97号 平成26年度川俣町水道事業会計補正予算（第1号）（質疑・討論・採決）

（追加日程）

- 発議第 7号 議員定数等調査特別委員会設置に関する決議
- 発議第 8号 集団的自衛権の行使を容認しないよう求める意見書
- 発議第 9号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書
- 発議第 10号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書

発議第 11号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書

議報告第 8号 農業及び農村の動向並びに振興に関して講じた施策に関する報告について（平成25年度分）

議報告第 9号 所管事務調査結果報告について

議報告第10号 議員研修会等の報告について

所管事務調査について

議員の派遣について

◎開会及び開議の宣告

○議長（黒沢敏雄君） 皆さんこんにちは。ただいまの出席議員は、15人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。（午後1時30分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 会議を進める前に申し上げます。本日も気温が上がってきておりますので、上着を脱がれる方は脱いで結構です。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において、5番議員 高橋道也君、6番議員 菅野清一君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第2，請願・陳情の審査結果について、報告を行います。

初めに、総務文教常任委員長、報告願います。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（菅野正彦君） 10番 菅野正彦です。陳情の審査結果を朗読をもって説明いたします。

平成26年9月22日

川俣町議会議長 黒沢敏雄 様

総務文教常任委員会委員長 菅野正彦

陳情の審査結果

本委員会に付託された陳情は、9月10日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
7	集団的自衛権の行使容認に反対することを国に求める陳情書	採択	意見書提出
11	「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情書	採択	意見書提出

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 陳情第7号「集団的自衛権の行使容認に反対することを国に求める陳情書」を採決いたします。

この陳情に対する総務文教常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第7号は委員長報告のとおり、採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 陳情第１１号「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情書」を採決いたします。

この陳情に対する総務文教常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって陳情第１１号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 次に、産業建設常任委員長、報告願います。

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（石河 清君） 産業建設常任委員長の石河でございます。

平成２６年９月２２日

川俣町議会議長 黒沢敏雄 様

産業建設常任委員会委員長 石河 清

請願の審査結果

本委員会に付託された請願は、９月１０日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第９４条第１項の規定により報告する。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
7	一級町道杉坂大木田線の改良延伸等に関する請願書	採択	
8	生活道路の町道認定に関する請願書	採択	
9	飯坂字大木戸地内法定外道路の町道認定と改良に関する請願書	採択	
10	川俣町が中心商店街の街路灯を各街路灯会から譲受していただきたい請願書	採択	

以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君） 請願第７号「一級町道杉坂大木田線の改良延伸等に関する請願書」を採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって請願第７号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 請願第８号「生活道路の町道認定に関する請願書」を採決いたし

ます。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって請願第8号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 請願第9号「飯坂字大木戸地内法定外道路の町道認定と改良に関する請願書」を採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって請願第9号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 請願第10号「川俣町が中心商店街の街路灯を各街路灯会から譲受していただきたい請願書」を採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって請願第10号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 産業建設常任委員長、陳情のほうは。

報告願います。産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(石河 清君)

平成26年9月22日

川俣町議会議長 黒沢敏雄 様

産業建設常任委員会委員長 石河 清

陳情の審査結果

本委員会に付託された陳情は、9月10日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
10	軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情	採択	意見書提出

以上であります。

○議長(黒沢敏雄君) 陳情第10号「軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情」を採決いたします。

この陳情に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって陳情第10号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 最後に、厚生常任委員長、報告願います。

厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（高橋道也君） 請願陳情の結果報告をいたします。

平成26年9月22日

川俣町議会議長 黒沢敏雄 様

厚生常任委員会委員長 高橋道也

請願の審査結果

本委員会に付託された請願は、9月10日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
3	旧富岡興業産廃最終処分場を県管理とするよう福島県に要請することを川俣町に求める請願書	趣旨採択	

続きまして、陳情の審査結果を発表します。

平成26年9月22日

川俣町議会議長 黒沢敏雄 様

厚生常任委員会委員長 高橋道也

陳情の審査結果

本委員会に付託された陳情は、9月10日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
8	胃がんリスク（ABC）検診導入を求める陳情書	採択	
9	「手話言語法（仮称）制定を求める意見書」の提出を求める陳情書	採択	意見書提出

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 請願第3号「旧富岡興業産廃最終処分場を県管理とするよう福島県に要請することを川俣町に求める請願書」を採決いたします。

この請願に対する厚生常任委員長の報告は趣旨採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって請願第3号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 陳情第8号「胃がんリスク（ABC）検診導入を求める陳情書」を採決いたします。

この陳情に対する厚生常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって陳情第8号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 陳情第9号「手話言語法（仮称）制定を求める意見書」の提出を求める陳情書」を採決いたします。

この陳情に対する厚生常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって陳情第9号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第3，付託議案等の審査結果報告を行います。平成25年度各会計の歳入歳出決算について、平成25年度各会計決算審査特別委員会委員長より報告願います。

遠藤宗弘委員長。

○決算審査特別委員会委員長（遠藤宗弘君） 平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会審査報告。

平成25年度川俣町各会計決算13件につき、9月11日から19日までの9日間の日程で、各課単位で審査を行ったが、さまざまな課題等が委員から指摘されたほか、成果の概要について誤りがあったり、提出していながら内容を把握していなかったり、質問に対しその意味を理解できず余計な答弁や不明瞭な答弁があった。各課ごとの主な審査概要は次のとおりである。

日数	月 日（曜）	時 間	審 査 課 等
1	9月11日（木）	10:00～16:01	企画財政課
2	9月12日（金）	10:00～14:56	原子力災害対策課、総務課、 会計室、議会事務局
3	9月13日（土）		休 会

4	9月14日（日）		休 会
5	9月15日（月）		休 会（敬老の日）
6	9月16日（火）	10:00～14:53	産業課、町民税務課
7	9月17日（水）	10:00～15:11	保健福祉課、建設水道課
8	9月18日（木）	10:00～15:20	こども教育課、生涯学習課
9	9月19日（金）	10:00～13:52	総括、討論、採決

「総務課」

ふくしま自治研修センターにおける職員研修を毎年実施し、接遇研修等、川俣町の職員に特に必要な研修を積極的に取り組んでいるが、業務に正しく反映されていない。また、データ分析講座の研修に参加しているが、統計書などの提出に反映されていない。

財産区特別会計のうち、財政的に運営困難と思われる財産区については再度協議検討されたい。

未組織の自治会は、今後組織を立ち上げられるよう努力してほしい。

「企画財政課」

事務改善費で、行財政改革推進委員会を開催しているが、会議の内容と設置目的が異なるなど、委員会の目的に合った会議を望む。震災関連からの復興に向けて、数多くの事業が企画され予算が編成されているが、事業執行にあたって、明確な事業方針を示し、連絡調整を密にしながら事業執行に取り組むべきである。

川俣町スマートコミュニティ構想については、進捗状況などを議会に報告しながら進めるべきであった。補助金問題については、企画財政課としての総合企画調整機能が果たされていなかった。このような事業執行は改めるべきである。また財政計画については、庁舎建設についてのみ存在するが、全体の財政計画がないので、早急に作成すべきである。

また、財政運営全般について、責任を果たしていないので担当として役割を正しく発揮すべきである。

「原子力災害対策課」

営農再開に係る意向調査につき、調査結果を詳しく分析し、今後の農地保全、営農再開に役立てるよう早く分析されたい。

農家等に配布しているチラシ、広報紙（山木屋）など配布されている内容がわからないので議会にも必ず配布されたい。

除染が終わった国道、県道、町道に係る、立木、竹などの伐採と、山林除染を早く進めるように、国、県に働きかけること。

「町民税務課」

決算は適正に処理された。

県は旧産廃処分場の土堰堤にあった不法投棄物を移動し、敷地内に埋めた。それ自体が不法投棄ではないのか、県に確認すべきである。

「保健福祉課」

緊急通報システムが、25年度において見直しされた防災計画に反映されていない。災害弱者を助けるための計画であるのに対応されないのは、認識不足で、町として位置づけを考えるべきである。

甲状腺検査など、こども医療制度や各種検診の周知が十分になされているとはいえない。検査内容について、県に問い合わせながら、当局は、十分な反省のもと町民のための健康施策に取り組んでほしい。

25年度に作成した、「地域福祉計画策定のためのアンケート調査及び人口・世帯推計結果報告書」の分析をせず、授産所の入居者の把握もせず、地域福祉計画が作成できるとは思えない。早急に分析し、川俣町民のための地域福祉計画とされたい。

災害弔慰金については、まだ申請していない方への対応、周知に努力されたい。

健康診断の通知については、効率よく実施し、検診率の向上に努力すべきである。

「産業課」

商工会の補助金の問題は、前代未聞であり補助金交付規則など、法令に沿った補助をしていなかったことに、問題がある。補助金交付申請書と、実績報告書の予算額がすべて違う事業があった。実績報告書が提出されたとき、誰も確認していないことが明らかになった。この申請書と実績報告書も専決しているが、課長専決ができる金額ではないので、財務規則（川俣町補助金等の交付に関する規則、川俣町商工業振興事業補助金交付要綱等）を遵守した事務処理をすべきである。

また、町のイメージキャラクター「小手姫様」については、産業課だけではなく、庁議や議会と協議し作成すべきだった。今後は、各種イベントに活用し住民等に周知を図るべきである。

「建設水道課」

決算は適正に執行された。提出された予算書、成果の概要につき内容をよく把握して答弁に臨むべきである。

「こども教育課」

成果の概要の中で、差別的用語を使用しているので、今後は注意して記載すべきである。

奨学資金特別会計については、貸付制度の周知を図るべきである。

「生涯学習課」

社会体育施設使用料について、予算現額より収入済額がふえているが、補正することが可能であったにもかかわらず補正がされていない。また、存目予算で、年度当初に収入が確定した段階で、直ちに補正予算に計上すべきものがあった。

おじまふるさと交流館の運営について、今後検討されたい。

また、補助金を受け取っている団体が、補助金交付規則に照らし合わせても、他の団体に補助する間接補助は認められていない。

「会計室」

決算は適正に処理された。

「議会事務局」

決算は適正に処理された。

《まとめ》

平成25年度の各会計の決算においては、災害からの復旧復興関連事業に取り組んだが、予算化した事業が調整されないまま執行し、成果の上がらない事業で終わり、繰り越しが目立った。

また、県や国との連絡調整は重要ではあるが、防災計画、地域福祉計画等、町独自の計画は各課と調整し、町民の意向に沿うような調整を図る必要がある。当局は、町民に寄り添った行政の信念を持ち、基礎的自治体としての責務を果たしてほしい。

さらに、補助金の執行においては、川俣町財務規則、各補助金交付要綱等の規定に違反した不適切な会計処理が行われていた。

報告書の作成のみならず、しっかり分析の上、各決算の成果の概要においても間違えないよう整理して細部に記録にすべきである。

以上のとおり、事務の執行には根本的総合調整の課題が見受けられ、会計上の執行は財務規則を遵守されたい。

よって、平成25年度川俣町一般会計歳入歳出決算を不認定とし、水道事業会計及び各特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものとする。

平成26年9月22日

平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会

以上であります。

○議長（黒沢敏雄君） 日程第4，議案第79号「平成25年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

7番 斎藤博美君。

○7番（斎藤博美君） 7番 斎藤博美でございます。

私は平成25年度の主な事業、89事業のうち新規事業が27事業、間違いなく遂行されていることは町民の負託に応えていると私は理解します。

また、実質収支も1億2,030万4,000円と黒字決算を示しているから、平成25年度決算は認定すべきものと考えます。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで討論を終わります。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は不認定です。

よって、この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（黒沢敏雄君） ありがとうございます。

起立少数です。よって、本案は委員長報告のとおり、認定しないことに決定いたし

ました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第5，議案第80号「平成25年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり、認定されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第6，議案第81号「平成25年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり、認定されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第7，議案第82号「平成25年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり、認定されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第8，議案第83号「平成25年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり、認定されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第9，議案第84号「平成25年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり、認定されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第10，議案第85号「平成25年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり、認定されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第11，議案第86号「平成25年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり、認定されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第１２，議案第８７号「平成２５年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり、認定されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第１３，議案第８８号「平成２５年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり、認定されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第１４，議案第８９号「平成２５年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり、認定されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第１５，議案第９０号「平成２５年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり、認定されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第16，議案第91号「平成25年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり、認定されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第17，議案第92号「平成26年度川俣町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

これから、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 1点ほどお伺いします。

商工費の中の職員手当の時間外勤務手当は166万円ですか、今回計上されていますが、当初予算でも118万円計上されているわけですが、半年もしないうちにこれほどの超過勤務が計上されたということは、今回の商工会の補助金不正請求に関しての職員の調査の時間外手当なのか、お伺いします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

ただいま、議員ご指摘のとおり、今回、商工会等にかかわります調査関係に関します時間外勤務といたしまして、時間を費やしたものでございます。

時間として424時間、商工会のほうを担当しますので130万5,713円になっております。以上、報告いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 大変な時間をこの商工会の補助金不正事件がなければ、職員の皆さんも昼夜を分かたず働いたということは大変私も心苦しいことなのですが、この商

工会の事件がなければ、この予算は計上されないわけですね。

そうということで、この商工会の調査にかかった費用に関しても、私は町として、やはり商工会に請求すべきではないかと思いますが、その辺、町ではどのように考えていますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

所管課といたしましては、これに関しましては、やはり財政当局と町との中できちんと協議をしまして検討してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 4 番 鳴原利光君。

○4 番（鳴原利光君） これ、一口に166万円といっても、町民も皆さん暮らしがいいわけではございません。一般会計からこれだけ繰り出すわけですから。

やはりもう少し町も、町民の血税ですからね、これ。ただ160万円くらい、どうせいいべなんていう考えではなくて、やっぱりきちんとですね、町長、請求すべきではないですか。まあ3回目ですから、これで終わりますけれども。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁を申し上げます。

今回の商工会につきましては、10事業についての適正な精査を行ったわけですが、それに要した費用でございます。これだけの、実際の費用がかかったということでもありますので、我々も今回の商工会の補助金の不適正使用については、厳しく受けとめているところでございます。

なお、議員お質しの、これを商工会に請求すべきじゃないかというお質しでございますけれども、これは町のほうで行うべき仕事としてやっている関係でございますから、町としての仕事として、これはしっかりと対応していかなくてはならないと思っております。

その辺でご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） ほかに質疑ありますか。

2 番 高橋道弘君。

○2 番（高橋道弘君） 何点かお聞きしますが、まず、時間外はこの商工係、それから農業委員会費と、こう合わせて約200万円あるんですけど、事務事業、復旧復興事業が進めば進むほど、現場で働いている職員の方々は大変なわけですが、商工係だけが目立って時間外を請求しておりますが、今現在、町全体の予算に対して、どれだけのこの時間外の執行率になっているのか。

もう1点は、先ほど424時間、商工会の検査だけで時間外が出ましたと、こういう答弁でしたよね。それで、1人当たりの時間外は、前も私、聞いたことあるんですけど、80時間超えたらね、お医者さんの診断を受けなさいとかって、こういういろいろあるわけですよ。今現在、川俣町で、最大ね、1人1カ月何時間くらいの残業になっていて、その人に対する健康管理はどのようにしているのか。

それから、健康診断毎年やっていると思うんですけど、震災以来、大変、職員の方々、精神的にも肉体的にもストレスがたまっていると思うんですけど、そういった中でこの健康診断の結果ね、職員の方々の健康の状況等については、どのように判断をされながら時間外を命じているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、あと、商工会のこの時間外の問題なんですけど、160万円のうち130万円がそうですという話なんですけど、6月議会の私の一般質問の答弁では、平成21年度以前についても調べ直すんだと、こういうふうに明確に町長から答弁をいただいたわけであります。そうすると、今終わったのは、平成21年度から平成24年度までのお話ですよ。そうすると、平成21年度以前の調査等については、この時間外の中で対応できるのかどうか、お聞きをしておきます。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） 2番 高橋議員のご質問に答弁をいたします。

まず初めに、時間外が全体の執行率、どの程度になっているのかというご質問でございますが、率としては、現在まだ算出はしておりませんが、時間数につきましては全て、毎月把握をしております、業務のそれぞれの担当にもよりますが、かなり時間外の多いところと適正なところというところがあるという状況でございます。

そして、2番目のご質問の中で、最大1人何時間勤務しているのかというご質問もございましたが、4月から8月までの中で、1カ月当たり最大112時間の勤務という職員がおります。また、100時間を超す職員も見受けられるところでございますが、この業務は、原子力災害対策並びに商工関係の業務が主なところでございます。

そして、このような職員に対する健康管理でございますが、これは一番大切なことであるというふうに考えております。町では、人間ドックを初め、定期的な健康診断を行い、そこで、結果に応じて精密検査を受けるとかということがございますが、要精検の診断になった際には、積極的に速やかに医者に行って受診するように勧奨しているところでございます。

また、ストレス等につきましても、全職員を対象に、ストレス調査を行いました。その結果、業務によっては、ストレスがかかっているというふうな診断のあった業務も確かにございます。ただ、このストレスに関しましては、業務量の多い少ないにかかわらず、業務の内容によってストレスが見受けられるというふうな、総合的な診断を受けたところでございますので、時間外が多いからのみならず、そのほか時間外を適正に行っているところであっても、ストレスに対しましては今後とも、職場の環境改善も含めまして対応していかなければいけないというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問の中にありました、平成21年度以前の調査に関してということでございますが、今現在、時間外の中で、間に合う間に合わない、過不足に関しましては、今、現時点ではちょっと判断しかねますので、今後の推移において

考えてまいりたいと思いますけど、今現在では過不足はちょっと判断できません。ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 再質問しますけど、月112時間ということは、毎日に換算すると、土日休みで、ないと勘定したって、毎日4時間やんなくちゃいけないということですよね。土日やってるから、平日は2時間くらいで終わるのかもしれませんが。いずれにしても、この112時間、月に残業を命ずるという、これ、時間外っていうのは好きでやっているわけじゃないですよ。時間外命令簿というものがあって、勤務しているわけですよ。

したがって、月100時間を超えるような時間外というのは、多分民間ではあり得ない話ですね、これ。だって、労働基準法から、労働安全衛生法から言ったらば、そんなの絶対認められないじゃないですか。まさにブラック企業というやつですよ。コンビニなど言ってるね。だから、そういった命令を町長は出しているわけなんですよ、100時間やりなさいと。命令がなかったら、請求はできないわけですからね、残業手当というのは。命令に基づいて請求があるわけですから。そうすると、果てしなく、何ぼでも、じゃあ川俣町って命令するんですか、時間外というのは。結果として、ただ払っているとしたら、私は思えないのね。やったから、しょうがないから払うべってやってるだけで、そもそも時間外を管理しようという計画はあるんですか。

もう一つは、果てしなく命令はするんですね。これで間違いないんですかってことが二つ目ね、再質問のね。

それから、三つ目は、平成21年度の調査は、やってみないとわかんないからわかんないって、産業課長、今言ったんだけど。要は、平成21年度以前の調査をですよ、もう計画してあるんですか、じゃあ。6月議会では調査しますと、こう言ったわけだから、平成24年度までのが終わったらやりますと、こう言ったわけですから。平成21年度以前の調査も、きちっと今回の中には組み入れながら、160万円のこの請求をしたのかというのが三つ目。

それから、四つ目はね、この166万円の時間外手当を商工係に出すと、1年あと持つんですか。使っちゃったものを、ただ補填しただけの話であって、今後、商工係はいろいろありますよね。西部工業団地はやれ、羽田の産業団地はやれ、絹市はやれって、いっぱい持ってるわけじゃないですか、商工係って。そういう中で、この166万円の時間外というのは、将来も見越した金額で、じゃあ、毎月にしたらば、1人どのくらい時間外をやるという計画で、この166万円の補正予算の請求をなさっているのか、お聞きしておきます。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） 2番 高橋議員の再質問にご答弁を申し上げます。

時間外の命令でございますが、これに関しましては、各課長が業務の状況を見ながら、課長が職員に対し、時間外の命令をいたしておるところでございますが、その管

理につきましては、各課で管理し、そして、総務課のほうに全て毎月上がってくる
こととなっております。

また、震災以前につきましては、時間外につきましても限度を設けておりましたが、
この震災以降、これらの業務に対応するために、過重労働にならない範囲で各課で震
災対応のためにはやらなければいけないという趣旨のもと、今のところは、上限とい
うのを特には設けてはおりませんが、設けていないにもかかわらず、健康管理を十分
するようにしながら、町民の対応のためにやらざるを得ない状況となっております。

これらにつきましては、今後もまだ続くことがあろうかとは思いますが、一番は健
康管理、そして町民の負託に応えるための業務に気をつけながら当たり、そして、町
としても、これらに関しましてはしっかりと管理し、そして対応を早めに行なければ
いけないものというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

まず、事業の今後の平成21年度以降の調査でございますが、今やっているこの5
年間の事業に関しましての調査というものを最優先しておりますので、それを整理し
た段階で、あくまでもそれ以前のやつの調査を進めてまいりますということですので、
ご理解をいただきたいと思います。

また、それに伴います、今後発生しております、先ほどご指摘ありました羽田、あ
るいは西部、そういったものも、多々の事業も含めまして、この166万円の中の時
間外で間に合うのかということでございますが、あくまでもこれは、今までの不足分
に関しての積算でございますので、今後見込まれる時間外に対してまで、全て対応で
きるものではございませんので、以上、報告とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 簡単に言うと、健康管理はやってないってことなんでしょ。だっ
て、限度額を設けて、健康管理やろうと思ったら、限度額がないという中で、健康管
理しなさいと言ったって、じゃあ、何時間でチェックするのかって、前も質問したこ
とがあったけども、じゃあ80時間で何時間でと、言ってますよね、国は。労働者の
健康管理の問題では、時間外で明確に言ってるじゃないですか、80時間を超えたら
お医者さんに診せなさいと。産業医の相談をする機会をちゃんと与えなさいと言っ
ているわけでしょう。

だから、100時間を超えてるというのは、もう当然にしてやってなくちゃいけな
い話じゃないですか。だから、やってないわけでしょう。だから、それをやってない
から、今までだって、確かに緊急的だから、一生懸命やんななんねえって、その必然
性はあるわけですけども。だけど、いい仕事をしようとするれば、職員の方々も、自分
にゆとりを持ったり、ストレスをためないで仕事をするということが、やっぱり住民
の皆様の心に寄り添った行政をする出発点じゃないですか。自分に余裕のない人が、
人のために心を割いていい仕事をしようなんて、私はできないと思うんですよ。

だから、やっぱり、もう4年目になっているわけですし、そういった職員の方々、現に倒れた方もいるわけだから、この3年間の中に。そういったことを考えれば、もう少しね、単に仕事をこなせばいいんだというだけでなく、職員の方々の健康管理、それをやっぱり担保する上では、総務課長が言っていた業務内容ももちろんだけど、誰でもわかるのは、やっぱり時間外の過重労働になってるかどうかというところのチェックですよ。それをぜひ、きちっとつくって、やっていくのかどうかを再々質問させていただきます。

それからね、商工会の問題だけど、町長いいですか。今、産業課長が言ったでしょう。今までやってきたことを補填しただけですって、166万円は。だから、これからの金はないということだよ、これ。これからの金がないのに、産業課さんに、商工係に、係ごとに管理をしてるんだから、時間外というのは。課で管理しているのではないんだから。係ごとに管理してるんだから。そこで、ない団地を4月までにつくれ、西部工業団地を来春までにつくれとかね、それにイベントもやりなさいとかって、商工会の検査も、さらに平成21年度以前もやりなさいって。私はできないと思うんですよ、そんなこと。スーパーマンじゃあるまいし。だから、この166万円、使った金を今、補填しましたというだけの話でよろしいんですか、町長、これ。もっとかかるってことでしょう、これから。もっとかかるってことは、先ほど総務課長が言ったとおり、商工係も100時間を超えてるという話をしているわけじゃないですか、1人当たりの時間外でだよ。

要は、払ってないということも言えるわけよ、これ、私から言わせれば。予算がなければ、払えないじゃないですか。166万円も商工係に時間外の予算が少し出て、やってきたことを次の月に払うというのは義務づけですよ、雇用するほうの。これは払ったんですか、本当に。払った後づけなんですか、これ。予算がないのに支出したんですか、これ。そこまで緊急的に、町民の人たちに言われて、不明朗だ、おかしいんじゃないかと言われて、調査をしたわけですよ。一生懸命、現場は頑張ったわけだ。現場は頑張ったんだけど、金はもらわんにというのが実態でしょ、166万円、今回補正しているんだから。少なくとも、9月までは166万円足んねえってことよ、これ。調査が始まったのは、5月なんでないのかい、多分。5、6、7、8、何カ月遅延になってんだかね。時間外の支払いがね。遅延になってるのをぶん投げておいてもいいという、労務管理上、どこに地方公務員法上、そういうふうにかかっているんだかね、人事院規則にも書かれてないと思いますよ、私、時間外払わなくていいなんていうのは。次の月に払いなさいって、ちゃんとこれは、労働基準法で定まった話ですよ。これは守ってるんですかというのが、再々のまずポイント。

それから、もう一つの再々のポイントは、じゃあ、これだけ現場の人に負担をかけて、さらに町民の税金をこれだけ使って、これからももっとかかつかも说不定と。それを、町長は通常の業務だから損害賠償しないような、商工会には求めないようなことを言ったじゃないですか。これ、通常の業務じゃないでしょう。何で商工会に損害賠償請求しないんですか、町長は。166万円払えって。130万円かな、商工会

だけで言えば。あなたがやったがなで余計な仕事ができただよって、税金使うんだよと。ちゃんと払いなさいというのが当たり前じゃないですか、損害賠償ですから。それこそ、補助金は返還の命令だけど、これは損害賠償の話ですよ。町として、町民から見れば。何で損害賠償請求しないんですか、町長。

○議長（黒沢敏雄君）　ここで休憩いたします。再開は午後２時４５分といたします。

（午後２時２７分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君）　再開いたします。

（午後２時４３分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君）　２番　高橋道弘議員の質問に答弁いたします。

商工会のほうへの時間外についての賠償の請求という件でございますが、先ほど、４番　鳴原利光議員にも答弁申し上げましたが、商工会の補助金等についての精査なり、確認なりの業務については、商工業業務の一端と考えております。その中で、今般につきましても、これは商工業の業務の一つという考え方のもとに、適正な事務執行ができるかどうかについての確認をさせていただく業務に当たったわけでありますので、何とぞご理解賜りたく、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君）　総務課長。

○総務課長（佐藤光正君）　２番　高橋道弘議員の質問で、月８０時間以上の時間外は医者との相談事項のはずだということで、今後、時間外のチェックをどうやっていくのかというご質問でございますが、確かに８０時間というのは、過労の大きな基準となっております。医者との相談の要件となっております。

町では、昨年度におきましては、月４０時間以上の時間外を６カ月勤務した職員を対象としまして、臨床心理士の先生との面談を行っております。１１名いらっしまして、面談をいたしました。そのほか、この基準に満たない職員でも７名、希望者がいましたので、臨床心理士の先生との面談を行ったところでございます。今後も、今年度以降につきましても、このような対応は早めに取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

また、商工関係の時間外の支払いでございますが、８月勤務で発生しました時間外手当につきましては、本来であれば９月に支払うべきところではございますが、予算が不足となりましたために、まだ支払いはしておりません。これにつきましては、本人はもちろんでございますが、労働組合とも話をしまして、状況をお話しし、理解をいただき、補正予算成立の翌月に支払うということで考えております。

また、今回、産業課関係で１６６万円の時間外を要求しておりますが、商工会関係の審査で１３０万円ほどの時間外が発生したところでございますので、産業課関係では、今後まだ幾分かの時間外が発生した際でも対応できるものというふうに見ております。

しかし、十分ではないこともあり得ますので、今後の時間外の補正予算ということ

も、お世話になることがあろうかとは思っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございませんか。

6 番 菅野清一君。

○6 番（菅野清一君） 町長、いいですか。ちょっと落ちついて考えてくださいよ。町の業務としてやっているということを言ってるんですけど、これは明らかに、この不正問題がなければ請求しなくてよかった金額であるわけですね、この130万5,000何がしというのは。

したがって、町長も専門家なんであえて申し上げますけど、これは民法709条に、故意または過失によって損害を与えた者は賠償しなければならないと。710条では、精神的損害もうたっていますよ。これ、両方該当するわけだ、法律的に解釈すれば。これを無視するってことは、行政上、いかがなものかと私は思うんですよ。

そういう意味では、この民法709条の賠償請求に照らしても、請求するのが当然だと思いますが、いかがですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 6 番 菅野清一議員の質問に答弁をいたします。

ただいま、2 番 高橋道弘議員に答弁したとおりでございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6 番（菅野清一君） ご理解できれば、質問しないんだ。

それで、基本的にこれ町長、普通地方公共団体の長としてですよ、労務管理を含めて、責任ある立場にあるわけですね。それで、一方では、決算審査特別委員会の委員長の報告にもあったとおり、町のほうにも一定の、今回に関しては業務責任があるということで、町がその仕事を担うんだということはあったとしても、この民法709条は、町長の考えで変えたりできる性格のものではないんですよ。これは明らかに、故意または過失によって損害を与えた者は賠償しなければならないと書いてあるんですね。

ということは、それを認めないということで解釈していいんですか、民法709条。それで、710条には、精神的損害も同等に書いてあるんですよ。これ、根本的な認識が、私は間違っていると思うんですよ。川俣町は、民法だのそんなものは関係なく仕事をやってるんだということにはならんわけですよ。だから、地方公の第31条で、憲法を守りかつ尊重し、地方自治の精神に従って全力で取り組まなければならないということで、基礎自治体があるわけですよ。そういう意味からいえば、この民法709条をきちんと守る立場でいえば、当然、故意または過失によって損害を与えた者に賠償請求するというのは、我が国の法律的解釈で、これは過去の判例もそうなっております。いかがですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 6 番 菅野清一議員の質問に答弁をいたします。

町は法令遵守、コンプライアンスでありますから、しっかりとこれは法を守って仕事をやっていくのが当然でございます。ご質問にあります民法709条、710条について、今、手元に持っておりませんが、この対応につきましては、先ほど2番議員に答弁したとおりでありますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 手元に資料がなくても、法律はそうなっているのね。

だから町長、落ちついて答えてくださいよ。確かに業務の中身は、町の仕事だから、町の仕事でやりますと。でも、超過勤務手当まで出してやるってことは、これはまだ始まったばかりで、この後だってどうなるかわかんないわけですよ。

先ほど、委員会の中でもありましたとおり、コンプライアンスの講習も、2回も3回もやってですよ、法令遵守を前提に行政をやるってことで、言っているわけですよ。そういう意味では、これは明らかに、どこからどう解釈したって、過失によって損害を与えたってことは明白なわけですよ、これ。通常の業務でなったわけじゃないわけですから。

だったらば、その法令遵守なりコンプライアンスの研修をしてきた、これは組織としてやったわけですから、普通地方公共団体、基礎自治体でやったわけですから、だから憲法の93条に書いてあるとおり、自主立法権、自主行政権、自主財政権の三つがあるわけじゃないですか。その点から考えても、当然、民法709条は遵守しなければならないというのが、大前提にあるわけです。それを、前の議員に答弁したからいいっていう話にはならんのですよ、どこから逆立ちしたって。

だから、あくまでも民法709条の原則からいえば、当然、損害賠償請求しなければならないわけですよ。改めて確認します。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、法令遵守は、我々の仕事の当たり前のことでありますから、今後ともそのことをしっかりと守りながら、業務執行に当たっていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第92号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご質問に答弁を申し上げます。

その細かい数字までは出してなくてですね、保険給付費が伸びるだろうということで、今般、歳入で多く入ってきた部分を保険給付費のほうに補正したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 暫時休議いたします。 （午後 3 時 0 0 分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。 （午後 3 時 2 5 分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 先ほどのご質問に答弁を申し上げます。

今現在、国保の保険給付費でございますが、月平均で 7,500 万円掛ける 5 カ月ということで、3 億 7,500 万円ほど支出済みとなっております。残り残額が 5 億 6,100 万円なんですけど、今後ですね、昨年の支払いの最大月を見ますと、1 カ月 8,210 万円支払っている月が 2 カ月続いたことがございます。その額が最大の月を見込みまして、今後 8,210 万円掛ける 7 カ月ということで、5 億 7,470 万円ほど支出になるのではないかと予測をいたしまして、現在の 5 億 6,100 万円から 5 億 7,470 万円を差し引きまして、1,370 万円やはり足りないということで、こちらのほうの歳出のほうに補正をさせていただくものでございます。

以上、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 2 番 高橋道弘君。

○2 番（高橋道弘君） そうしますと、当初予算で議決した 9 億 3,600 万円ね、平成 25 年度の決算では 9 億 4,000 万円がこの、8 億 8,500 万円か、支出済みは。平成 25 年度の一般療養保険給付費は、1 年間締めてだよ、8 億 8,518 万 5,972 円と、こうなってるわけだ。それで、当初予算で当局が示したのが 9 億 3,600 万円ということで、約、何ぼだ、これ。2,000 万円だから 5,000 万円かい。5,000 万円の余裕があったわけだ。それでは到底足りないんだということで、当初予算から提案したっていうふうに解釈を、我々はすべきなんですね。確認願います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご質問に答弁を申し上げます。

当初予算では、月平均 7,500 万円掛ける 12 カ月ということで見ておりまして、やはり、こちらの保険給付費のほう、本当に 1 カ月、1 カ月で、1,000 万円違う月もありますものですから、今般、やはり昨年の最大値を見まして、1,300 万円ほど足りなくなるということで、補正させていただくものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2 番（高橋道弘君） あのね、町長ね。そういう答弁、おれはないと思うんだよ。だっ

て、きちんとだよ、平成25年度の決算を見たって、8億8,500万円しか要んについて、書かってんだよ、これ。結論は、5,000万円も開きあんだよ、今の現計予算と比べたって。5,000万円も余裕あんだよ。

最大値で見ましたって言ったら、ほんじゃあ、保険料を計算するとき、最大値でいつも見たら、過去の、ほんじゃあ一番風邪はやったときだとか、インフルエンザはやったときでやったらば、保険料なんか何ぼでも伸びるじゃないですか。国保税なんだから。だから、適法・適正に全ての資料を精査して予算はつくれって、財政法に書かっているわけでしょう。一事が万事、これだから、決算で指摘するようになるんじゃないですか。最大値で見ていったら、国保税はもっと上げなくちゃいけないんだよ、町長。何言ってるんですか。1,300万円ふえる要素がありますなんて、どこにもないでしょうに。

要は、予算つくるときにきちっと精査してねえってだけの話だと、私は思いますよ。当初予算つくるときには、国保税にぶつてくっから、一生懸命考えるじゃないですか。今度、金余ったから、適当にまあ一般療養費に入れたらいいんじゃないかと。そうしたら、何で退職者保険給付費だとか、一般被保険者給付費、退職被保険者療養費、ありますよ、これ。一般だって、この同じ療養諸費だって。じゃあ、何で一般だけが1,300万円も足んねくなって、ほかは間に合うっていう結論になったんだか、明確にわかるように答弁してくださいよ。だめですよ、でたらめ予算つくっておいて、ほいっっちゃ、理屈合わせっぺなんて答弁、何ぼしたって理解できないんだから。ほかの諸費は何で関係ないんだか、言ってみなさいよ、ほんじゃあ。一般だけ伸びるなんてことはあり得ないでしょうに。ほかだって伸びるじゃないですか、一緒に連動して。それを言ったらば。じゃあ、ほかのこの最大値から計算したら、今の現計予算で何ぼ足んねくなるんだか、言ってみてくださいよ。何でそこは検討しなかったんだか。だめだっていうの。適当に予算つくっちゃまって、後で理屈合わせるような答弁したって、だめですよ、そんなの。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） そうですね。退職者被保険者のほうを全然見てないということなんですけれども、この1,300万円の増額補正ですので、こちら退職者被保険者にはですね、ちょっとすみません、考えつきませんでした。

こちらちょっと今、すぐには計算できません。

○議長（黒沢敏雄君） 暫時休議いたします。 (午後3時36分)

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。 (午後3時48分)

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 先ほどのご質問に答弁を申し上げます。

退職者被保険者療養費給付費、あと一般被保険者療養費、退職者被保険者等の療養費のほうの補正をしないのかということでしたが、平成26年度の当初予算では、退

職者被保険者等の療養給付費のほうは、予算が月 1,000 万円で、年間予算で 1 億 2,000 万円を取っておりました。この実績ですが、5 カ月平均で 574 万 4,000 円の実績がございます。平成 25 年度の最大値ということですが、こちらは 1,400 万円の月の最大値がございました。

あと、その下の一般被保険者の療養費ですが、こちらが、予算で申しますと、月平均 47 万 8,000 円で、574 万円の予算ですが、今現在、5 カ月の平均の実績が 32 万円です。あと、平成 25 年度の最大月は、43 万 1,000 円の月がございました。あと、一番下の退職者被保険者等の療養費ですが、月 8 万 7,500 円で 105 万円の予算でございますが、今現在、平均の実績が 4 万 1,000 円でございます。平成 25 年度で最大の月は、10 万 2,000 円の月がございましたので、こちらは補正しなくても、平成 26 年度の予算は。

最大で 1,400 万円の月がありましたが、今現在、5 カ月の平均を見ますと、574 万 4,000 円でございますので。

すみません、その退職者被保険者等の療養給付費ですが、確かに最大で月 1,418 万 7,000 円という月がございましたが、その月々によりまして、この額の大きいところ、小さいところがあります。

こちらの退職者被保険者、一般被保険者等の療養費は、増額補正はいたしませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 93 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 19、議案第 94 号「平成 26 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

これから、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2 番 高橋道弘君。

○2 番（高橋道弘君） 今度のこの介護保険は、おれは理解に苦しむんだよ、さっきの説明ではね、今度。いいかい、歳出の 6 ページ、7 ページ見てみっせ。繰越金 500 万円、今度出てきたから、基金から繰り入れる 500 万円をやめましたと。繰越金 500 万円を充てましたから、今度、落とすのやめましたというやり方してっぺした。そ

うしたら、介護保険の給付費のほうは全く、それじゃあ変更ねえのかい。療養費は足りないくらい何か病気がはやってんだべ。介護状態で悪くなる人が出てくるんでねえか、これから。一貫性がないんじゃないですか、同じ病気にかかわるあれは、介護状態だって同じだと思ふんだよ、私は。ましてや、介護状態にある人なんて、病気にはもっと敏感に弱いんだから。そうしたら、もっと介護給付費はふえないという根拠はどこから出てくるんですか、これは。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご質問に答弁を申し上げます。

介護保険特別会計の５９０万５，０００円の増額補正でございますが、まずは、この繰越金が５０４万円ということで、もう４，０００円の補正をいたします。あと、２５年度の事業が確定いたしました介護給付費、地域支援事業費、国庫県費の返還金が出たものですから、こちらの財源といたしまして、繰入金を増額補正いたしまして、２５年度の確定事業に伴います支払いのほうに充てるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 本人はそう受けとったと思っています。ほかにありませんか。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご質問に答弁を申し上げます。

ただいま現在で、介護保険特別会計のほうの給付費のほうは、特に足りないという状況にはございませんので、今般の補正では、給付費のほうの補正はないということにいたしましたので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） ではお聞きしますが、国保と同じく、保険給付費は今、月平均何ぼで、当初予算をつくったときには何ぼで見ましたと。じゃあ、今は何ぼで、最大値は何ぼで、最大値１２カ月ぶつ掛けたら間に合うということになっているんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご質問に答弁を申し上げます。

すみません、その細かい数字が、ちょっと今すぐには出せないなので、少し時間をいただきたいと思います。

ちょっと時間をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） いいや、休議ばかりしてらんねえから。だから、町長、いいかい。要は適当に予算つくって、違うときは違う説明して、同じ特別会計やっているわけじゃないですか。全然適法だとか、財政法がどうのなんて、何ぼ指摘したって、あんたたちやってないからこういうことになっちゃうんだよっていうの、日常業務の中で。今、予算審議しているのに、資料持ってこないで予算審議に臨んでる課長も課長じゃないですか。そんなことも徹底できなくて、何がコンプライアンスなんですか。要はちゃんと精査してねえっていうことなんだよ、町長。そう思いませんか、町長、最後に答弁して。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 2 番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

先ほどの内容、また今のご質問も、関連あることは関連あることですので、今、ご指摘のように、そちらがふえてこちらがふえないという関連はどうなんだということも含めて、この予算編成に当たって、補正も含めてであります。関連のあるものはしっかりと関連づけた中で会計処理を、財政上しっかりとやっていかなくちやならないと思っています。今後そのように対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 9 4 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 2 0，議案第 9 5 号「平成 2 6 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 9 5 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 2 1，議案第 9 6 号「平成 2 6 年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第96号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第22，議案第97号「平成26年度川俣町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第97号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） ここで、議事日程の追加についてお諮りいたします。

発議5件、議報告3件、その他2件を本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

したがって、発議5件、議報告3件、その他2件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

ここで資料の配付をいたします。（資料配付）

配付漏れはございませんか。

（「なし」という声あり）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） それでは、追加日程第1，発議第7号「議員定数等調査特別委員会設置に関する決議」を議題といたします。

事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） 提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

○10番（菅野正彦君） 10番 菅野正彦です。

議員定数等調査特別委員会設置について、朗読をもって説明いたします。

議員定数等調査特別委員会設置について

次のとおり、議員定数等調査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名称

議員定数等調査特別委員会

2. 設置の根拠

地方自治法第110条及び川俣町議会委員会条例第4条

3. 目的

議員定数に関する調査

委員会条例等の見直し調査

4. 委員の定数

議長を除く全議員15名

5. 期間

閉会中、平成26年12月議会定例会まで

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから発議第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） お諮りいたします。ただいま設置されました議員定数等調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本特別委員会の委員の選任については、議長において指名することに決定

いたしました。

それでは、本特別委員会の委員に、1 番 村上源吉君、2 番 高橋道弘君、3 番 高橋真一郎君、4 番 嶋原利光君、5 番 高橋道也君、6 番 菅野清一君、7 番 斎藤博美君、8 番 菅野意美子君、9 番 新関善三君、10 番 菅野正彦君、11 番 佐藤喜三郎君、12 番 五十嵐謙吉君、13 番 高野善兵衛君、14 番 石河 清君、15 番 遠藤宗弘君、以上15名を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） ここで暫時休憩いたします。

これから特別委員会を開催していただき、委員長、副委員長の互選をお願いいたしますので、ただいま指名しました議員の皆様は第4研修室までご参集ください。

なお、委員会の運営については年長議員の方をお願いいたします。

（午後4時09分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。

（午後4時18分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） それでは、互選結果について報告いたします。

委員長に遠藤宗弘君、副委員長に菅野正彦君、以上のように互選されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第2、発議第8号「集団的自衛権の行使を容認しないよう求める意見書」を議題といたします。

局長、朗読。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） 提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

○10番（菅野正彦君） 10番 菅野正彦です。

集団的自衛権の行使を容認しないよう求める意見書

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

政府は「安保法制懇」の報告書をうけて、6月3日、閣議決定をめざして政府与党に対して、自衛隊を戦闘地域に派遣できるとする提案を行ったうえ、7月1日に閣議決定した。

これは、これまでの政府による憲法解釈を大きく転換するものである。

集団的自衛権についての政府の見解は、「わが国が攻撃をうけていないにも関わらず、わが国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、実力をもって阻止する権利」としてきた。

歴代の政権の憲法解釈は、集団的自衛権の行使は憲法上許されないということであった。

政府がこの憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を容認することになれば、自衛隊を海外の戦闘地域に派遣することも可能になる。

また、「武力行使を目的にした戦争には参加しない」と国会で言明しているものの、「武力を行使しない」とは言明していないことも、憲法の枠をはみでている。

ひとたび戦闘地域に派遣すれば、外国からの攻撃の対象になり、多数の戦争犠牲者がでることは、過去のイラク戦争やアフガン戦争で集団的自衛権を行使して参戦したヨーロッパ各国を見ても明らかである。

わが国では戦後69年間、日本国憲法によって戦争犠牲者を出すことはなかった。しかし、集団的自衛権の行使が容認されれば、日本が外国の戦争に参加することにより、国民が大変な惨害を被ることになる。

集団的自衛権の行使は、憲法と地方自治法にもとづき住民の安全を守る立場にある自治体として看過できるものではない。

よって、政府は集団的自衛権の行使を容認しないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月22日

衆議院議長 伊吹文明 様

参議院議長 山崎正昭 様

内閣総理大臣 安倍晋三 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから発議第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第3，発議第9号「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書を議題といたします。

局長、朗読。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） 提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

○10番（菅野正彦君） 10番 菅野正彦です。

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意

見書

朗読をもって説明いたします。

東日本大震災及び原発事故以降、被災地の教育現場は、以前と違った様々な教育課題を抱えている。

当町山木屋地区の被災地の小中学校では、他の学校の空き教室を利用して教育活動が行われている。このように被災地の学校の多くでは、教育設備及び教育環境が十分に整っていない中で教育活動が行われている。

現在も多くの子どもたちが県内外で避難生活を送り、避難先のそれぞれの学校で学んでいる。未だふるさとに帰還することもできず、経済的な支援を今後も必要とする子どもが多くいる。特に、仮設住宅及び借り上げ住宅に暮らす子どもたちは、大変厳しい環境の中で生活し学んでいる。スクールバスで遠距離通学を余儀なくされたり、保護者の送迎がなければ通学できない子どもも多くいる。

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、平成２３年度の国の第一次補正予算で創設され、第３次補正予算で平成２４年度から平成２６年度までの３ヶ年分の経費が措置されている。この特例交付金により、被災した子どもたちには、学校で学ぶための諸経費及び通学費（スクールバスの諸経費を含む）等の補助が行われてきた。高校生に対しては、奨学金の給付として行われてきた。

福島県だけではなく、宮城県、岩手県など広範囲の被災地でも、被災した多くの子どもの就学支援が行われている。この「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援は極めて重要であり、平成２７年度以降も特例交付金制度が継続され、必要な財政措置が行われ、被災した子どもたちに継続した就学支援事業を実施できるようにする必要がある。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第９９条にもとづき、意見書を提出する。

- １． 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業を平成２７年度以降も継続して実施できるよう、特例交付金制度の継続と必要な財政措置を行うこと。

平成２６年９月２２日

内閣総理大臣 安倍晋三 様
財 務 大 臣 麻生太郎 様
総 務 大 臣 高市早苗 様
文部科学大臣 下村博文 様
復 興 大 臣 竹下 亘 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） これより質疑に入ります。本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから発議第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第4，発議第10号「軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書」を議題といたします。

局長、朗読。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） 提出者の説明を求めます。

石河清君。

○14番（石河 清君） 14番議員の石河でございます。

朗読をもって意見書の提案といたします。

軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書。

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気です。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など複雑かつ多様です。

この病態は、世界保健機構（WHO）において定義づけがなされており、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏づけ検査を実施すれば、外傷性脳損傷と診断することができるかと報告されています。

しかしながら、この軽度外傷性脳損傷は、日本の医療において知られておらず、また、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいとため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状です。

さらに、本人や家族、周囲の人たちもこの病態を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々あります。

以上のことから、医療機関をはじめ、国民・教育機関への啓発・周知が重要と考えます。

国におかれましては、現状を踏まえて下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望します。

記

1. 業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存した労働者を、労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。
2. 労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、残画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。
3. 軽度外傷性脳損傷について、医療機関をはじめ国民、教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月22日

衆議院議長 伊吹文明 様
参議院議長 山崎正昭 様
内閣総理大臣 安倍晋三 様
総務大臣 高市早苗 様
厚生労働大臣 塩崎恭久 様
文部科学大臣 下村博文 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上であります。

○議長（黒沢敏雄君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから発議第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第5，発議第11号「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書を議題といたします。

局長、朗読。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） 提出者の説明を求めます。

高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 朗読をもって説明にかえさせていただきます。

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語

彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成１８年１２月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成２３年８月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第２２条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考ええる。

よって、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２６年９月２２日

衆議院議長 伊吹文明 様
参議院議長 山崎正昭 様
内閣総理大臣 安倍晋三 様
文部科学大臣 下村博文 様
厚生労働大臣 塩崎恭久 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから発議第１１号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第6，議報告第8号「農業及び農村の動向並びに振興に関して講じた施策に関する報告について（平成25年度分）」について、報告いたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第7，議報告第9号「所管事務調査結果報告について」、各常任委員長から報告を受けます。

局長、朗読。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） 初めに、総務文教常任委員長、報告願います。

菅野正彦君。

○総務文教常任委員長（菅野正彦君） 10番 菅野正彦です。

朗読をもって説明いたします。

総務文教常任委員会所管事務調査報告

本委員会は所管事務調査を行ったので下記のとおり報告する。

平成26年9月22日

総務文教常任委員会委員長 菅野正彦

記

1. 調査事項・方法

(1) 北海道岩見沢市を訪問し、「子どもの防犯対策（児童見守りシステム）」の概要について説明を受け研修を行った。

(2) 北海道芽室町を訪問し、「公共交通システム」の概要について説明を受け研修を行った。

2. 調査期日

平成26年7月9日（水）から11日（金）までの3日間

3. 調査参加者

総務文教常任委員会 5名

こども教育課 1名

議会事務局 1名

計 7名

4. 調査結果及び報告については、以下記載のとおりです。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 次に、産業建設常任委員長、報告願います。

石河清君。

○産業建設常任委員長（石河 清君） 14番議員の石河でございます。

産業建設常任委員会所管事務調査報告を、朗読をもって報告します。

本委員会は所管事務調査を行ったので下記のとおり報告する。

平成26年9月22日

産業建設常任委員会委員長 石河 清

記

1. 調査事項・方法

(1) 広島県尾道市「尾道市商店街連合会」を訪問し、商店街活性化の方策について説明を受け研修を行った。

(2) 広島県熊野町「熊野町筆事業協同組合」を訪問し、地場産業の振興方策と現状について説明を受け研修を行った。

2. 調査期日

平成26年7月21日（月）から23日（水）までの3日間

3. 調査参加者

産業建設常任委員会 5名

副町長 1名

産業課 1名

議会事務局 1名

計 8名

4. 調査結果及び報告については、以下記載のとおりでございます。

以上であります。

○議長（黒沢敏雄君） 最後に、厚生常任委員長、報告願います。

高橋道也君。

○厚生常任委員長（高橋道也君） 朗読をもって報告いたします。

厚生常任委員会所管事務調査報告

本委員会は所管事務調査を行ったので下記のとおり報告する。

平成26年9月22日

厚生常任委員会委員長 高橋道也

記

1. 調査事項・方法

(1) 島根県浜田市「社会福祉法人いわみ福祉会」を訪問し、「障害者福祉事業」の概要について説明を受け研修を行った。

(2) 島根県美郷町を訪問し、「保健事業」の概要について説明を受け研修を行った。

2. 調査期日

平成26年8月26日（火）から28日（木）までの3日間

3. 調査参加者

厚生常任委員会	5名
副町長	1名
保健福祉課	1名
議会事務局	1名
計	8名

4. 調査結果及び報告につきましては、記載のとおりです。

よろしくお願いします。

○議長（黒沢敏雄君） 事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 1枚余計に、多分入っていたと思うんですが、入ってないですか。

○議長（黒沢敏雄君） 後でいいですか。それでは、そのようにさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第8，議報告10号「議員研修会等の報告について」、報告を受けます。

局長、朗読。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） 初めに、川俣町庁舎建設特別委員会委員長、報告願います。
菅野正彦君。

○川俣町庁舎建設特別委員会委員長（菅野正彦君） 10番 菅野正彦です。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

川俣町庁舎建設特別委員会視察研修報告書

このことについて、下記のとおり視察研修を行ったので報告する。

平成26年9月22日

川俣町庁舎建設特別委員会委員長 菅野正彦
記

1. 目的 新庁舎建設にあたり、議会関係施設をはじめとして、庁舎機能の機能的な利用を研修し、執務効率の良い庁舎建設への意見を提言するため。
2. 場所 相馬郡新地町 新地町役場
3. 日時 平成26年7月3日（木）
4. 出席者 議員8名 職員2名
5. 研修会の内容については、以下記載のとおりです。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 次に、伊達郡議員大会について、総務文教常任委員長、報告願います。

菅野正彦君。

○総務文教常任委員長（菅野正彦君） 10番 菅野正彦です。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

第9回伊達郡町議会議員大会報告書

このことについて、下記のとおり議員大会に出席したので報告する。

平成26年9月22日

総務文教常任委員会委員長 菅野正彦

記

1. 目的 地方議会人としての認識を深めながら、住民の福祉向上を目指した地域課題の解決に向けて、意志の結集を図る。
2. 場所 J A伊達みらい国見ホール
3. 日時 平成26年7月15日（火）
4. 出席者 議員12名 職員3名
5. 研修会の内容については、以下記載のとおりです。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 最後に、議会だより編集委員会委員長、報告願います。

遠藤宗弘君。

○議会だより編集委員会委員長（遠藤宗弘君） 議会だより編集委員会の視察研修報告を行います。

このことについて、下記のとおり視察研修を行ったので報告する。

平成26年9月22日

議会だより編集委員会委員長 遠藤宗弘

記

1. 目的 議会広報の編集、作成の研修
2. 場所 岩手県西和賀町 宮城県利府町
3. 日時 平成26年7月17日（木）から18日（金）の2日間
4. 出席者 議員5名 職員1名
5. 研修会の内容については、記載のとおりであります。

ただ、びっくりしたのは、西和賀町に川俣町出身の女性がわざわざ迎えに来てくれたということにびっくりいたしました。以上で終わります。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第9，所管事務調査について、議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） ただいま朗読のとおり、議会運営委員長から所管事務調査を実施したい旨の通知がありました。

お諮りいたします。

所管事務調査については、ただいま議会運営委員長から通知がありましたとおり実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、所管事務調査については、ただいま議会運営委員長から通知がありましたとおり実施することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇
○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第10，議員の派遣について、議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり参加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読のとおり参加することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇
○議長（黒沢敏雄君） ただいま、産業常任委員会の不足分を配付いたします。（資料配付）

配付漏れはございませんか。

（「なし」という声あり）

◇ ◇ ◇
◎閉会の宣告
○議長（黒沢敏雄君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これで、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

会期19日間にわたり慎重に審議いただき、まことにありがとうございました。心から御礼を申し上げます。

これをもちまして、平成26年第7回川俣町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後4時53分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 黒 沢 敏 雄

同 署名議員 高 橋 道 也

同 署名議員 菅 野 清 一